

特定生産緑地指定の手続きに関するよくある質問

Q1 申出基準日とは何ですか？調べるにはどうしたらいいですか？

A1 申出基準日とは、生産緑地地区の都市計画決定告示日から30年を経過する日のことです。特定生産緑地の指定を受けるには、申出基準日を経過する前に指定の公示を受ける必要があります。所有されている農地の申出基準日がご不明の場合は、都市整備課公園緑地担当にお問い合わせください。

Q2 申出基準日が過ぎてから、特定生産緑地に指定できますか？

A2 申出基準日経過後は、いかなる理由があっても特定生産緑地に指定することはできません。

Q3 特定生産緑地の指定を受けずに申出基準日が過ぎた場合、生産緑地は解除されますか？

A3 申出基準日経過後に、自動的に生産緑地が解除になることはありません。解除するためには必ず買取申出が必要です。

また、特定生産緑地の指定を受けず、指定から30年が経過すると、いつでも買取申出ができる状態となります。生産緑地としての行為制限は継続されたままとなります。

また、次の相続における納税猶予の適用はできなくなり、固定資産税等については、宅地並み評価・課税となりますので、ご注意ください。

Q4 同意に必要な「農地等利害関係人」とは何ですか？

A4 共有者、抵当権者、借地権者、小作権者等、土地登記事項証明書に権利が設定されている全ての方のことです。指定の手続きの際には全ての方の同意が必要になります。ただし、相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、市で一括して同意を取得します。

Q5 生産緑地の筆の一部を、分筆せずに測量図面の提出のみで特定生産緑地に指定することは可能ですか？

A5 国の指針を踏まえ、分筆したうえで指定することとしております。分筆に要する費用は自己負担となりますのでご了承ください。

Q6 生産緑地ではない農地等も特定生産緑地に指定できますか？

A6 特定生産緑地は、生産緑地地区の指定の都市計画決定から30年経過する日が近く到来する生産緑地について、所有者の意向を前提として市が指定するものです。そのため、現在生産緑地ではない農地等については、特定生産緑地に指定することはできません。

Q7 特定生産緑地の指定が認められない場合もありますか？

A7 適正に営農されていない場合や肥培管理がされていない場合などは、特定生産緑地の指定は受けられません。

Q8 特定生産緑地の指定を受けた時から農地として管理すべき期間が10年延伸されるのですか？

A8 そうではなく、当初生産緑地の指定を受けた時から30年が経過する日から10年という考え方です。

※例えば、平成4年11月30日に都市計画決定（指定）された生産緑地の場合、令和4年11月30日までに特定生産緑地の指定を受ける必要があります。仮に、令和3年11月に特定生産緑地の指定を受けたとしても、特定生産緑地としての効力が生じるのは、平成4年11月30日の都市計画決定から30年が経過した、令和4年11月30日から10年となります。

【問合せ先】和光市役所 都市整備部 公園みどり課
〒351-0192 和光市広沢1番5号
電話：048-424-9132（直通）
E-mail：e0700@city.wako.lg.jp